

第1条（本サービスの内容）

「セールスパートナーコンテンツ」（以下「本サービス」といいます。）は、株式会社セールスパートナー（以下「当社」といいます。）がお客様に対し、「セールスパートナーコンテンツ利用規約」（以下「本規約」といいます。）に基づき提供するサービスをいいます。尚、本サービスの詳細は別紙に定めるものとします。

第2条（本サービスの利用）

本サービスの利用を希望するお客様は、以下事項を確認・同意の上、当社の定める方法により本サービスを利用するための登録（以下「利用登録」といいます。）を行うものとします。尚、利用登録を完了させ、当社が承諾したお客様を「本サービス利用者」といいます。

なお、法人又は個人事業主の方は本サービスの利用契約者となることができません。

①本規約の内容。

②本サービスの利用にあたり、本規約以外の契約約款（以下総称して「追加約款」といいます。）が適用される場合があることと、その内容。なお、追加約款の適用がある場合は、その内容を別紙にて定めます。

③本規約（追加約款を含みます。）の内容が、次条で定める利用契約の内容となること。

第3条（利用料金）

1. 本サービスの利用料金（以下「本料金」といいます。）は、別紙1に定める料金とします。
2. 本サービス利用者は、本料金を、携帯電話通信事業者による携帯電話の料金との合算請求、クレジットカード決済、又は金融機関による口座振替等当社が定める方法にて、当社が指定する期日までに支払うものとします。
3. 本サービス利用者が月の途中で本サービスに申込み場合、及び、月の途中で本サービスに関する利用契約（以下「利用契約」といいます。）が終了した場合、当該月の本料金の日割り計算は行われず、前月の利用契約の終了日の属する月の翌月末日までに当社に対し弁済するものとします。
4. 本サービス利用者が当社に対して支払った一切の料金は返還されないものとします。
5. 本サービス利用者は、理由の如何を問わず利用契約が終了した場合、当社に対する一切の債務を、利用契約が終了した日の属する月の翌月末日までに当社に対し弁済するものとします。

第4条（遅延損害金）

当社は、本サービス利用者が利用契約に基づく料金その他の債務の支払を遅延したときは、本サービス利用者に対し支払期日の翌日から完済に至るまで、年率14.6%の割合（年当たりの割合は、平年に属する日については365日当たりの割合とし、閏年に属する日については366日当たりの割合とします。）による遅延損害金を請求することができるものとします。但し、法令による制限等がある場合は当該規定に従うものとします。

第5条（お問い合わせ）

本サービス利用者は、当社に対して本サービスに関する問い合わせを行う場合、当社の定める方法により当社に対して連絡をするものとします。

第6条（本サービス・規約の変更）

1. 当社は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき本規約の内容を変更することがあります。この場合、本サービス利用者は本料金その他提供条件において、変更後の規約の適用を受けるものとします。
2. 当社は、本規約の変更を行うときは、変更を行う旨及び変更後の規約の内容並びにその効力発生時期を、効力発生時期が到来するまでに当社Webサイトへの掲載その他第10条で定める方法により、本サービス利用者に対して通知します。

第7条（禁止事項）

本サービス利用者は、本サービスを利用するにあたり、以下の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- ① 第三者又は当社の著作権、商標権、その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- ② 第三者又は当社の財産若しくはプライバシーを侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- ③ 第三者又は当社の名誉、信用を毀損し、又は誹謗中傷する行為。

- ④ 第三者又は当社に不利益若しくは損害を与える行為、又はそのおそれのある行為。
- ⑤ 関係法令若しくは公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為。
- ⑥ 申込に当たって虚偽の事項を記載する行為。
- ⑦ 本サービスに関連するデータの不正な改ざん、ソフトウェアやアプリケーション等の改変、逆アセンブル、逆コンパイル及びリバースエンジニアリング、並びにこれらに類する全ての行為及びこれらにより本サービスを不正に利用する行為。
- ⑧ 受信者の同意を得ることなく、広告宣伝又は勧誘のメールを送信する行為。
- ⑨ 受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのあるメールを送信する行為。
- ⑩ 利益目的で自己の事業において利用する行為。
- ⑪ 他人になりすまして各種サービスを利用する行為。
- ⑫ 猥褻、虐待等、児童及び青少年に悪影響を及ぼす情報、画像、音声、文字、文書等を送信、記載又は掲載する行為。
- ⑬ 無限連鎖講（ネズミ講）若しくはマルチまがい商法を開設し、又はこれを勧誘する行為。
- ⑭ 連鎖販売取引（マルチ商法）に関して特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）に違反する行為。
- ⑮ ウィルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為。
- ⑯ 犯罪行為又はそれを誘発若しくは扇動する行為。
- ⑰ 売春、暴力、残虐等、公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為。
- ⑱ 電子メールの送受信上の支障を生じさせるおそれのある電子メールを送信する行為。
- ⑲ 当社若しくは他社の設備の利用若しくは運営、又は他の契約者の平均的な利用の範囲に支障を与える行為又は与えるおそれがある行為。
- ⑳ 前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為。
- ㉑ その他、本規約の規定に違反すると当社が判断する行為及び当社が不適切と判断する行為。

第 8 条（権利譲渡の禁止）

本サービス利用者は、当社の書面による事前の承諾なくして本サービス利用者として有する権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡又は担保に供する等一切の処分をしてはならないものとします。

第 9 条（損害賠償）

本サービス利用者が本規約の各条項のいずれかに違反したことにより、当社又は第三者に損害を与えた場合には、当社又は第三者が被った損害（逸失利益、訴訟費用及び弁護士費用等を含むがこれに限定されないものとします。）等を全額賠償する責任を負うものとします。

第 10 条（通知）

1. 当社から本サービス利用者への通知は、書面の送付、電子メールの送信、ファックスの送信、Web サイトへの掲載又はその他当社が適切と判断する方法により行うものとします。
2. 前項の通知が書面の送付による場合、当該書面が送付された日の翌々日（但し、その間に法定休日がある場合は法定休日を加算した日）に本サービス利用者には到達したものとみなすものとし、電子メールの送信又はファックスの送信による場合は、当該電子メール若しくは当該ファックスが送信された時点で本サービス利用者には到達したものとみなすものとします。また、前項の通知が Web サイトへの掲載による場合、Web サイトに掲載された時点で本サービス利用者には到達したものとみなすものとします。
3. 本サービス利用者が第 1 項の通知を確認しなかったことにより不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

第 11 条（利用目的）

当社は、本サービス利用者に関する情報を、当社のプライバシーポリシーまたは追加約款にて定めるほか、以下の各号に該当する場合において利用するものとします。

- ① 本サービスを提供する場合（利用料金等に関する請求・受付審査等を行う場合を含みます）。
- ② 本規約又は本サービスの変更に関する案内をする場合。
- ③ 本サービスに関し緊急連絡を要する場合。
- ④ 当社、当社の親会社及び当該親会社の子会社（以下、総称して「当社等」といいます。）が取扱う各種商材に関する案内をする場合。

- ⑤ 当社等が、キャンペーン・アンケートを実施する場合。
- ⑥ マーケティングデータの調査、分析、新たなサービス開発を行う場合。
- ⑦ 当社等及び業務提携企業に提供する統計資料の作成を行う場合。
- ⑧ 法令の規定に基づく場合。
- ⑨ 本サービス利用者から事前の同意を得た場合。

第12条（免責等）

1. 当社は、内乱、火災、洪水、地震、その他の自然災害又は政府の規制等、当社の支配することのできない事由により、本規約の履行の遅滞又は不履行が生じた場合であっても一切責任を負わないものとします。
2. 当社は、本サービスの正確性、有用性、完全性、その他利用者による本サービスの利用について一切の保証を行わず、本サービスの利用に基づき本サービス利用者が損害を被った場合でも、当該損害を賠償する責任を負わないものとします。
3. 通信回線や移動体通信機器等の障害等による本サービスの中断・遅滞・中止により生じた損害、その他本サービスに関して本サービス利用者が生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。
4. 本サービス利用者が本規約等に違反したことによって生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
5. 当社は、当社の責に帰する事由により本サービス利用者が生じた損害について、当該損害発生時までに当社が本サービス利用者より受領した本料金の合計額を上限として、本サービス利用者に対して当該損害の賠償を行うものとします。

第13条（報告義務）

1. 本サービス利用者が、氏名、商号、代表者、住所、連絡先、又はクレジットカードの番号・有効期間等の支払方法に関する情報等を変更する場合、当社に対して速やかに連絡を行うものとします。
2. 本サービス利用者が、前項に記載する変更後の氏名、商号、代表者、住所又は連絡先等の契約者情報の通知を怠った場合は、当社が本サービス利用者の変更前の氏名、商号、代表者、住所又は連絡先等の契約者情報に発送した書面等は、全て本サービス利用者に対して発送した時点において到着したものとします。
3. 本サービス利用者が、前項に基づく連絡を怠った場合、連絡の不履行に基づき生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

第14条（第三者への委託）

当社は、本サービスに関する業務の一部又は全部を、本サービス利用者の事前の承諾、又は本サービス利用者への通知を行うことなく、任意の第三者に委託できるものとします。

第15条（秘密保持）

本サービス利用者は、本サービスの利用に関連して知り得た当社の業務上、技術上、販売上の秘密情報を第三者に一切開示、漏洩しないものとします。

第16条（本サービスの提供の停止及び利用契約の解除）

1. 当社は、本サービス利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの通知、催告を要せず直ちに、本サービスの提供の一部又は全部を停止し、もしくは利用契約を解除することができるものとします。
 - ① 本サービス利用者が、本サービスに関する本料金の支払を一度でも怠ったとき。
 - ② 本サービス利用者が、第7条に定める行為を行ったとき。
 - ③ 本サービス利用者が仮差押、差押等の処分を受けたとき、もしくはそれらのおそれがあるとき。
 - ④ 本サービス利用者が、民事再生手続、破産、会社更生等の申立てを行い又は第三者により申立てられたとき、もしくはそれらのおそれがあるとき。
 - ⑤ 解散決議をしたとき又は死亡したとき。
 - ⑥ 支払停止、若しくは支払不能に陥ったとき、又は手形・小切手の不渡りにより金融機関から取引停止の処分を受けたとき。
 - ⑦ 被後見人、被保佐人又は被補助人の宣告を受けたとき。
 - ⑧ 資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたと当社が認めたとき。
 - ⑨ 法人格、役員又は幹部社員が民事訴訟又は刑事訴訟の対象（捜査報道がされた場合を含む）となり、当社に不利益を与えたとき、又は、その恐れがあるとき。
 - ⑩ 反社会的勢力の構成員もしくは関係者であることが判明したとき。

- ⑪ 本サービス利用者が法令に反する行為を行ったとき、過去に同様の行為を行っていたことが判明したとき、もしくはそれらのおそれがあるとき。
 - ⑫ 本サービス利用者の責めに帰すべき事由により、当社の本サービスの提供に支障を及ぼし又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
 - ⑬ 本サービス利用者が第13条に違反したとき。
 - ⑭ 当社から本サービス利用者に対する連絡が不通となったとき。
 - ⑮ 本サービス利用者が申込にあたって虚偽の事項を記載したことが判明したとき、もしくはそのおそれがあるとき。
 - ⑯ その他、当社が本サービス利用者に対して本サービスを提供することが不適当と判断したとき。
 - ⑰ 前各号に掲げる事項の他、本サービス利用者の責めに帰すべき事由により、当社の業務の遂行に支障をきたし、またはきたすおそれが生じたとき。
 - ⑱ 本規約の規定に違反すると当社が判断したとき又はその他当社が本サービス利用者に対して本サービスを提供することが不相当と当社が判断したとき。
2. 当社は、前項に基づき本サービスの一部又は全部の提供を停止したこと、もしくは、利用契約を解除したことにより本サービス利用者に損害が生じた場合でも一切責任を負わないものとします。

第17条（サービスの廃止）

1. 当社は、当社の判断により、本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの全部又は一部を廃止するときは、本サービス利用者に対し、廃止する日の1ヶ月前までに、その旨を通知します。
3. 当社は、本サービスの一部又は全部が廃止したことにより本サービス利用者に損害が生じた場合でも一切責任を負わないものとします。

第18条（解約）

本サービス利用者が、本サービスの解約を行う場合、本サービス利用者は当社に対して、当社が指定する方法にて解約の申請を行うものとします。尚、解約日は、当月の末日までに本サービスの解約手続きが完了した場合は、当該手続きが完了した日の属する月の末日となります。

第19条（利用開始日）

当社にて、本サービス利用者が、本サービスに関する支払方法の登録が完了し、当社が本サービス利用者に対して、当該完了に関する通知書を発送した日又は別途当社が指定する日より、本サービス利用者は、本サービスの利用が可能となります。

第20条（期限の利益の喪失）

本サービス利用者が、第16条第1項の各号のいずれかに該当した場合、期限の利益を喪失し、当社に対する債務を直ちに支払わなければならないものとします。

第21条（債権の譲渡）

1. 当社は、当社が本規約に基づき本サービス利用者に対して有する債権の全部または一部を、当社が別途定める者に対して、当社の裁量により譲渡することができるものとし、本サービス利用者はあらかじめこの譲渡（債権の譲受人が更にその他の第三者に譲渡する場合があります、当該譲渡が数次にわたる場合はそのすべてを含みます。）に同意するものとします。
2. 前項の場合、当社と債権の譲受人（債権の譲渡が数次にわたる場合はそのすべての譲受人を含みます。）は、本サービス料金の請求収納及び債権保全の目的並びにその他各々が本サービス利用者に対してプライバシーポリシー（それに類する個人情報保護方針等の規定及びそれらの規定が変更されたものを含むものとし、以下「プライバシーポリシー」といいます。）等において明らかにする目的により、本サービス料金の支払状況等その他のサービス利用契約の締結及び履行に関連して当社が知り得たすべての本サービス利用者の情報について、相手方への提供または共同利用をすることができるものとし、本サービス利用者はあらかじめこれに同意するものとします。

第22条（分離可能性）

本規約のいずれかの規定またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効と判断された場合であ

っても、その余の部分については、引き続き完全な効力を有するものとします。

第23条（準拠法・合意管轄）

本規約の準拠法は日本法とします。本規約又は本サービスに関連して訴訟が生じた場合は、訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第24条（適用関係及び信義誠実の原則）

本規約に定めのない事項については追加約款の定めに従うものとし、本規約の各条項の解釈に疑義が生じた場合は、本サービス利用者と当社が誠意をもって協議し解決を図るものとします。なお、本規約の内容と追加約款の内容が矛盾・抵触する場合は本規約の内容を優先するものとします。

第25条（法令等の遵守）

本サービス利用者は、本サービスの利用にあたり、関連法令及び本規約（追加約款を含みます。）を遵守するものとします。

以上
2024年6月15日 制定

別紙1

■本サービスの詳細

本別紙は、当社が本サービス利用者に提供する「あんしんペダルレスキュー」に適用します。

■本サービスの料金（月額、税込）

金 825 円/1 契約

■本サービスの内容

本サービスとは「自転車出張修理/ロードサービス」をいいます。なお、本サービスに付随関連する加入特典として、「自転車事故賠償責任保険」を提供します。

◇「自転車出張修理/ロードサービス」

自転車トラブルが発生した際に、自力走行不能な状態となった場所からサービス利用者の指定する場所まで搬送するサービスです。なお、本サービス利用者が本サービスを利用する場合、別紙2に定める「自転車出張修理/ロードサービス」規約が追加約款として適用されます。また、本規約第22条の定めによらず、本規約の内容と「自転車出張修理/ロードサービス」規約の内容が矛盾・抵触する場合は「自転車出張修理/ロードサービス」の内容を優先するものとします。

■付帯サービス(特典)の詳細

1. 「自転車事故賠償責任保険」（特典）

別紙3に定める内容が適用されます。

自転車出張修理/ロードサービス

第1条(規約の目的等)

この規約は、株式会社セールスパートナー（以下、「当社」と言います。）の提携するサービス業者が、本サービス利用者に対して提供する自転車ロードサービス（以下「サービス」と言います。）の事項を定めたものです。本サービス利用者は、この規約を承認の上、サービスの提供を受けることができます。

第2条(対象自転車)

このサービスで対象とする自転車は、ペダルまたはハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する 2 輪以上の車（※）とします。また、サービス利用者が現に使用している自転車を指し、所有者を問いません。

※ レールにより運転する車、身体障害者用車いす等を除きます。

※自転車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで使用中の自転車は対象となりません。

※人の力を補助する電動アシスト自転車は対象となりますが、フル電動自転車・ペダル付き電動バイクのようなスロットル（アクセル）が付いている自転車は対象外となります。

第3条(サービスの提供期間)

(1) サービスの提供期間は、本サービスの申込日の翌日午前0時から、契約者が解約、解除または失効するまでとします。

なお、利用期間中に解約・解除または失効となった場合でも、当該解約・解除または失効日の属する月末まではサービスを提供します。

(2) 当社は、ご契約者および本サービス利用者に通知することにより、サービスの提供を中止または終了することができます。

第4条(サービス利用者の範囲)

サービス利用者は、本サービス加入者本人およびその配偶者、ならびに同居の親族（別居の未婚の子も含む）とします。

第5条(サービスの内容)

(1) このサービスにより、対象自転車が自力走行不能な状態となった場合に、対象自転車を自力走行不能な状態となった場所（自力走行不能となった場所から対象自転車を移動後に自転車ロードサービスデスクに連絡を行なった場合は、当該移動先を自力走行不能となった場所とみなします。）からサービス利用者の指定する場所まで搬送します。

無料搬送距離	1 回の自力走行不能状態につき 50km まで
提供時間	2 4 時間 3 6 5 日
提供地域	日本国内のみとします。（ただし、一部離島など対象外の地域もあります。）

(2) 対象自転車が自力走行不能になった場合に、対象自転車の修理のための出動をサービス実施業者へ要請し、対象自転車の簡易修理を行います。（以下、「自転車出張修理サービス」と言います。）

(3) 簡易修理とは、対象自転車が通常保管場所において自力走行不能となり、その場での修理が可能であるとサービス実施業者が判断する軽微な修理（パンク、チェーン外れ・たるみ、ブレーキ故障等の修理）をいいます。

(4) 自転車出張修理サービスの提供は次の日時に基づくものとします。

出動可能日	出動要請日の翌日以降
受付時間および修理可能時間	1 0 時～ 1 8 時

- (5) 自転車出張修理サービスにおいて簡易修理を行うことができなかった場合、サービス提供者は、サービス利用者との合意に基づき対象自転車を修理可能な自転車販売店等へ搬送することができるものとし、搬送作業をもって自転車出張修理サービスは完了となります。
- (6) 自転車出張修理サービスの利用に際し、修理作業に伴う部品が必要になった場合、部品代等の費用はサービス利用者のご負担となり、サービス利用者がサービス実施業者に対して支払うものとします。
- (7) 自転車出張修理サービスの利用可能地域は当会社のホームページでご確認ください。なお、ホームページに利用可能地域として記載された場所以外ではサービスの提供ができません。
- (8) 利用可能地域として記載された場所であっても、対象自転車が自力走行不能となった場所がサービス実施業者の位置からかなりの遠方である等の理由により、出動可能なサービス実施業者の手配がつかない場合があります。
- (9) 原則、ひとつのトラブルに対して、搬送サービスと自転車出張修理サービスの併用は不可としており搬送作業後に自転車出張修理サービスを利用頂くことはできません。ただし、本条(6)に定めるとおり、自転車出張修理サービスにおいて簡易修理を行うことができなかった場合の搬送作業は行うことができます。

第6条(ご利用上の条件)

- (1) サービスの提供は、サービスの提供期間中(1年間)、合計3回を限度とします。
- (2) 第5条(サービスの内容)に規定する無料搬送距離を超過した場合にかかる費用は、サービス利用者のご負担となります。
- (3) サービス利用者が未成年者の場合は、サービス提供者による親権者の同意確認が必要となります。
- (4) サービス提供者は、サービス利用のご連絡をいただいた際、聞き間違いを防ぐなどサービスの提供を適切かつ円滑に遂行するために、通話記録を保存する場合があります。
- (5) 交通事情、気象状況などにより、サービスの提供に時間がかかる場合、またはサービスの提供ができない場合があります。時間を要したこと、またはサービスの提供ができなかったことでサービス利用者には何らかの損害が発生しても、当社およびサービス提供者ならびにサービス実施業者は一切の責任を負いません。

第7条(サービス利用者の義務)

- (1) 警察への届出が必要な事故のとき、警察への届出が未済の場合や、車両の移動などについて警察の許可を受けていない場合など、サービスの提供ができない場合があります。
- (2) サービスをご利用の際には、現場作業時にサービス利用者の立会いが必要となります。現場での立会いができない場合は、サービスの提供ができない場合があります。
- (3) サービス利用者は、サービス提供者およびサービス実施業者に対して、サービスの提供に必要な協力を行わなければなりません。協力をいただけない場合、サービスの提供ができない場合があります。
- (4) なお、サービスを提供した後に、サービスの対象ではないことが判明した場合、お申し出の情報がサービスご利用時またはご利用後に虚偽ないし事実と異なることが判明した場合、または保険契約に必要な保険料の未払いが解消されない場合は、サービスの提供に要した一切の費用はサービス利用者のご負担となります。

第8条(サービスの提供ができない場合)

- (1) 自力走行不能な状態となった原因が次のいずれかに該当する場合は、サービスの提供ができません。
 - ① 対象自転車の盗難・紛失
 - ② 対象自転車の鍵の紛失もしくは盗難、または対象自転車の不具合等により錠の解除ができない場合
 - ③ サービス利用者の故意または重大な過失
 - ④ サービス利用者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
 - ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑦ 核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑧ 上記⑦以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑨ 差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合はこの規定を適用しません。

⑩航空機、船舶、鉄道、自動車等による輸送中の事故

(2) 次のいずれかに該当する間に自力走行不能な状態となった場合には、サービスの提供ができません。

①競技、競争もしくは興行またはこれらのための練習

②自転車の性能試験を目的とした試運転における運転

③上記①、②に掲げるいずれかのことを行うことを目的とする場所におけるこれらのことに準ずる方法・態様による運転 ただし法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有して行うことなく道路上で自転車をを用いて上記①、②のいずれかのことを行っている間は除きます。

④道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自転車を運転している間

⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自転車を運転している間

(3) 以下のいずれかに該当する場合は、サービスの提供ができません。

①対象自転車が自力走行不能な状態となる事象が発生した日がサービスの提供期間外の場合

②サービス利用者から自転車ロードサービスデスクへ事前のご連絡が無い場合

③サービスを提供する際に使用する道路あるいは地域が、通行できない道路（通行禁止道路、季節的閉鎖道路、工事用道路、レースまたはラリーを目的とする場所等）、自然保護または環境保全等の見地から主務大臣が通行禁止を指定した地域、また、出動車両の通行が極めて困難な地域（凍結道路、未除雪道路、未整地地域、海浜、河川敷等）および自然災害により危険が予知される地域や作業が困難な場所である場合

④対象自転車が違法改造または後付パーツを装着している、もしくは自転車の形状により、通常の作業で二次破損等が生じる可能性があるか、または作業が不能となるような自転車である場合

⑤対象自転車が道路交通法施行規則（昭和35年12月3日総理府令第60号）第9条の3で定める基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがある自転車である場合

⑥対象自転車が道路交通法施行規則第9条の4で定める基準に適合する反射器材を備えていない自転車（政令に定めるところにより尾灯をつけている場合は除きます。）である場合

⑦対象自転車が道路交通法第62条で定める整備不良車両に該当する自転車である場合

⑧サービス利用者が本規約に違反した場合、またはサービス提供業者が、サービス利用者におけるサービスの利用方法等が不適切と判断した場合

第9条（個人情報の提供および利用への同意）

サービス利用者は、当社およびサービス提供業者がサービスを提供するため、サービス利用者に関する情報（住所、氏名、電話番号、保険証券番号、生年月日、その他サービス利用資格の有無を判断するための情報等）を必要に応じた範囲内でサービス提供業者に対して提供すること、サービスの記録および利用状況を当社、サービス提供業者またはサービス実施業者との間で相互に提供し、利用することに同意するものとします。

第10条（サービスの提供に伴う損害）

サービスの提供に伴い、対象自転車の破損、人身事故その他の損害が発生した場合において、当社およびサービス提供業者は、故意または重大な過失がない限り、それらの損害に対する賠償責任を負わないものとします。

第11条（サービスの内容の変更）

当社は、サービスの内容を予告なく変更できるものとし、その効力は、当社のホームページへの掲載後に発生するものとします。

第12条（代位）

当社およびサービス提供業者は、サービスの費用を第三者に損害賠償金として請求することができる場合、提供したサービスに関する費用の額を限度とし、かつ、サービス利用者の権利を害さない範囲で、サービス利用者がその者に対して有する権利を取得します。

第13条（訴訟の提起）

この規約に関する訴訟については、当社本店所在地の管轄裁判所を合意管轄裁判所とします。

第14条（準拠法）

この規約に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

【自走不能な場合は】

＜連絡先＞ あんしんペダルレスキュー 0120-098-715

自転車事故賠償責任保険（特典）

○ 概要

自転車事故賠償責任保険とは、株式会社セールスパートナーが本サービス利用者へ提供する「あんしんペダルレスキュー」に付随関連して、本サービス利用者やその家族(※)が自転車の走行または搭乗に起因した事故により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊して損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合の補償に関して、引受保険会社をSBI 損害保険株式会社（以下「引受保険会社」といいます。）、保険契約者を株式会社セールスパートナー、被保険者を本サービス利用者やその家族(※)とする「自転車事故賠償責任保険」に基づき、引受保険会社から支払限度額を上限に保険金が支払われる特典をいいます。

※ 本サービス利用者のほか、下表「被保険者の範囲」（1）の①から③までのいずれかに該当する方をいいます。

○ 自転車の定義

ペダルまたはハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する 2 輪以上の車（※）

※ レールにより運転する車、身体障害者用車いす等を除きます。

○ 保険金の金額、補償の範囲

引受保険会社は、被保険者が、自転車の走行または搭乗に起因する事故により他人にケガをさせた、他人の物を壊して損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合、支払限度額を上限として保険金をお支払いします。ただし、保険金がお支払いできない主な場合に該当する場合、保険金はお支払いしないものとします。

補償内容	支払限度額	被保険者の範囲
賠償責任	2 億円(※1)	(1) この保険契約における被保険者は、本サービス利用者のほか、次のいずれかに該当する者とします。 ① 本サービス利用者の配偶者 ② 本サービス利用者またはその配偶者の同居の親族 ③ 本サービス利用者またはその配偶者の別居の未婚（※2）の子 (2) 本サービス利用者または (1) の①から③までのいずれかに該当する者が責任無能力者であるときは、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（※3）を被保険者とします。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

※1 1 回の事故につき、支払限度額を限度として、保険金をお支払いします。また、争訟費用、損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、緊急措置に要した費用等もお支払いできる場合があります。なお、他に補償内容が同様の賠償責任保険にご加入されている場合、対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われないことがあります。

※2 これまでに婚姻歴がないことをいいます。

※3 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は、その責任無能力者の親族に限ります。

○ 提出必要書類

【保険金請求に必要な書類または証拠】

- ① 保険金請求書
- ② 公の機関が発行する事故を証明する罹災証明書、事故証明書等の書類
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
- ④ 死亡に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額その他の死亡による損害の額を示す書類および戸籍謄本
- ⑤ 後遺障害に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額その他の後遺障害による損害の額を示す書類
- ⑥ 傷害または疾病に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額その他の傷害による損害の額を示す書類

⑦ 財物の損壊に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、被害物の修理等に要する費用の見積書（既に支払がなされた場合はその領収証とします。）および被害が生じた物の写真（画像データを含みます。）

その他、事故の内容、損害の額等に応じて、引受保険会社が個別に確認資料を求める場合がございます。あらかじめご了承ください。

○ 保険金が支払われない主な場合

以下のいずれかに当たる場合には、保険金支払の対象外とします。

- (1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意に起因する損害賠償責任
- (2) 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- (3) 被保険者の父母、配偶者または子に対する損害賠償責任
- (4) 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- (5) 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任

等

○ 補償期間

「自転車事故賠償責任保険」は、本サービスの利用契約開始日の翌日午前0時以降に発生した事故に対して利用できるものとします。

○ 事故が発生したときは、速やかにそのご連絡をお願いします。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで賠償責任を認めたり、賠償金等を支払われた場合は、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと認められる額について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

以上